

有機 JAS 規格の課題とその検討概要

これまでの規格改正の中で引き続き検討するとされていた事項及びパブリックコメント募集に対して提出された主な意見について、消費者や生産者等の意見を踏まえて検討した結果は以下のとおりである。

1. 有機農産物の日本農林規格

箇所	検討事項	主な意見	対応方向
本則	使用可能な肥料や土壌改良資材に、組換えDNA技術によって生産された原材料を用いたものを含まない旨を明確化する。	・ 反対意見はなし	今回の改正で明確化。 (附則で経過措置を設ける。)
	きのこ類の生産基準の追加	・ 有機栽培と慣行栽培で違いはあるのか。 ・ 慣行栽培は、栄養剤などを使用することがあり、有機きのこ類の生産基準は必要。	今回の改正で基準を追加。
別表 1	サンゴ化石の粉	・ 炭酸カルシウムと規定すると、貝化石肥料やサンゴ化石の粉が該当しなくなるのではないか。	今回の改正で追加。(炭酸カルシウムとして追加し、貝化石肥料やサンゴ化石が使用できることをQ&Aで示す。)
	岩石を粉砕したもの	・ 土壌は岩石の粉であり岩石の種類をひとつひとつ挙げたら無限にあるため、重金属を含まないもの等の条件を付けたうえで岩石を粉砕したものと規定したらどうか。	今回の改正で追加。(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの、重金属を含まないもの等の条件を付す。)
	酢酸、乳酸	・ 育苗用土等のpH調整に必要な資材であり、合成酢酸が含まれないよう食酢として追加してはどうか。	今回の改正で追加。(食酢と乳酸)
	肥料の造粒剤及	・ 苦土石灰を造粒する際リグニンが必須。	今回の改正で追加。(肥

	び固結防止剤	・造粒剤として使用する程度であればリグニンの毒性は問題にならないので、使用方法を限定して追加しても良い。 ・リグニンを推奨する規定は避けるべき。	料の造粒剤及び固結防止剤として規定し、リグニンについては使用できる場合を限定)
	製糖産業の副産物	・コーデックスガイドラインに明記されており、また、廃糖蜜は重要な資材である。	今回の改正で追加。
別表 3	エチレン (キウイの追熟)	・有機JASマークを付けるのにエチレンが必要というのは生産者の主張。 ・食文化を大事にするという面からエチレンによる追熟は納得できない。 ・どうしてもエチレンが必要であれば、エチレン処理した旨の表示をすべき。 ・有機の生産者を増やし、有機を理解してもらえる環境作りも重要。 ・エチレンは有機性を保つ範囲内の資材として、EUやアメリカでは認められている。 ・有機を支援する意味で過渡的に使用を認めても良いのではないか。 ・エチレンを使用しない栽培方法の指導をしながら、暫定的に期間を設けて使用を認め、期間終了時に再検討してはどうか。	附則において暫定的に3年間は、キウイへの使用を認め、期間終了までに、エチレンを使用しない技術の普及、諸外国におけるエチレンの取り扱い等を踏まえて再度検討。
	オゾン水	・特定防除資材の検討候補に上がっている ので、その検討結果をふまえて判断すべき。	今回の改正で追加しない。(木酢液、電解水と同様の扱い)
一般 管理 項目	紙マルチ	・分解物が河川環境に影響を及ぼさないか。 ・古紙の使用は、循環型社会を考えていく上で大切であり、製造工程で化学的処理がないものは使用を認めてもよい。	附則において暫定的に3年間は、古紙に由来し、化学処理がないものについて使用を認め、期間終了までに、改めて検討。
	機械は種に用いるシーダテープ	・少量多品目生産は有機農業における病虫害防除の基本であることから、種子を効率的には種できるシーダテープは必須であり、環境に影響がないことがある程度証明されているものは積極的に導入すべき。 ・紙製品以外にも、生分解性プラスチック、綿の製品についても、暫定的に期間を設け使用を認め、期間終了時に普及状況等を考慮し再度検討してはどうか。	附則において暫定的に3年間は使用を認め、期間終了までに、改めて検討。

	誘引テープ	・ 土壌に施されるものではないことから、使用後は回収すればよい。	現行の規格でも使用可能資材と判断。
	着色石松子	無着色で受粉させる、天然の木炭を利用する等人工着色料を使わない方法があることから、必要不可欠な資材と認められない。	使用は認めない。

2. 有機加工食品の日本農林規格

箇所	検討事項	主な意見	対応方向
本則	食品添加物を「非有機原料5%」の中に含めるか否か	・ 食品添加物を「非有機原料5%」の中に含めた場合、現在有機こんにやくとして出荷している一部のメーカーは、現状の製造方法では有機として出荷できなくなる可能性を考慮する必要がある。 ・ こんにやく芋精粉を使用している場合は、加水して元の状態に戻して格付けした半製品を原材料として使用割合を計算すればよい。 ・ 消費者は、例外規定を設けてまで海草入りの有機黒こんにやくを必要としていない。	今回の改正で、食品添加物は非有機原料の5%に含めることとする。 なお、原料の変更等の取組に要する期間を考慮し、新規格の適用は猶予期間（1年）を設ける。
別表1	一般飲食物添加物	・ 反対意見は特になし。	今回の改正で追加。
	重曹 (茶系飲料への使用)	・ 重曹を認めると有機の製品と非有機の製品の差が無くなってしまうのではないか。 ・ 有機のお茶を求める消費者は食品添加物の使用が少ないものを望むと考える。 ・ 褐変防止は品質管理の重要な項目である。	必要不可欠な資材と認められないことから、茶系飲料への使用は認めない。
	木灰	木灰の使用等伝統的なものは生かしていく事が大切である。	今回の改正で追加。
別表2	タバコを除く天然植物抽出物	拡大解釈されて、毒草が使用されないようにすべきである。	今回の改正で追加。(拡大解釈とならないよう注を付す。)